環境関係部課長会議　会議録

１　日　時　令和５年７月７日（金）　午後１時３０分から午後２時１５分

２　会　場　愛知県自治センター　４階　大会議室

３　当番市　名古屋市

４　出席者

県・・・環　境　局　資源循環推進課　担当課長　新宅茂一
地球温暖化対策課　課長補佐　近藤雅史
保健医療局　生活衛生課　課長補佐　金原紀章
市・・・名古屋市　　環境局総務課長　伊藤俊介　　始め３９名
市長会事務局・・・行政係長　瀧田崇司
財政係長　成瀬博幸

５　内　容

①　開　　会

○　市長会事務局　財政係長　成瀬博幸

定刻となりましたのでただいまより、環境関係部課長会議を開会します。

本日は、業務ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、お忙しいところご臨席賜りました愛知県の皆様方には、心より御礼申し上げます。

私は進行を務めさせていただきます愛知県市長会事務局の成瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

②　あいさつ

○　市長会事務局　財政係長　成瀬博幸

さて、愛知県市長会では、１５部門に分けて、各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つが、この環境関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また、必要に応じて、愛知県の方からご助言などもいただくといったことを目的として、例年開催しております。本日の会議においても、積極的に議題をお持ちいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。

それではまず初めに、ご多忙の中、ご出席賜りました愛知県の皆様方を紹介させていただきますとともに、一言挨拶をいただきたいと思います。

○　愛知県　環境局　資源循環推進課　担当課長　新宅茂一

日頃から、皆様方には環境に関する各種施策等を推進いただき、まずもっ

てお礼申し上げます。また、６月２日の豪雨など災害時の対応にもご尽力いただき、ありがとうございます。

本日一般廃棄物に関して提出されております議題の高齢者のごみ出し支援についてでございますが、ごみ出しが困難な高齢者の状況も様々あるかと思われますが、誰がどこまで支援するのか、地域の実情に応じて、各市さんが知恵を絞って対応されているものと認識しております。本日はそうした各市の取り組み状況が共有され、有意義で実り多き会議になることを期待いたしまして、簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○　愛知県　環境局　地球温暖化対策課　課長補佐　近藤雅史

再生可能エネルギーの補助金等を担当しております。本日は、お呼びいただきまして、本当にありがとうございました。有意義な意見交換ができればいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○　愛知県　保健医療局　生活衛生課　課長補佐　金原紀章

私たちのグループにおいては墓地埋葬等に関する法律を所管しており、墓地等の許可に関する事務を担っておりましたが、墓地等の許可権限については、平成２４年の第二次地方分権一括法により、市へ委譲され、業務を行っていただいているところです。近年ですが高齢化の進展等に伴い単身の高齢者等が増加しています。身寄りのない方の火葬埋葬に係る新たな課題が多く発生しております。

この会議において各市の課題について情報交換していただいて、県民市民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障のない火葬埋葬の実施の一助になることを期待申し上げます。では本日はよろしくお願いいたします。

③　議　　題

○　市長会事務局　財政係長　成瀬博幸

それでは、次第３、議題に入ります前に、前回会議におきまして、市制施行順により、今年度の会議進行の議長当番市として、名古屋市さんに決定しております。名古屋市環境局総務課課長、伊藤様、よろしくお願いします。

○　議長　名古屋市環境局総務課長、伊藤俊介

皆様こんにちは。名古屋市環境局総務課長伊藤と申します。慣例に従いまして議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りますので、どうぞ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、座って進めさせていただきます。

それでは早速議題に入らせていただきたいと思いますけれども、最初に議事進行につきましてちょっとご説明させていただきたいと思います。

各市からの回答につきましては、前もって配付させていただいておりますので各市の状況の発表をそれぞれやっていただくということは行わず、議題ごとに提案市の趣旨説明をしていただきまして、その後、各市の回答の内容につきまして、訂正や補正等がございましたら、その市から補足説明をしていただく。続きまして提案市の方から、他市の状況等で確認したいところがあれば質問をしていただきまして、そのあと議題提案市でそちらの回答で良いかなどを確認させていただいた後、提案市以外でご質問等があれば、ご発言いただきまして、最後に必要に応じて、愛知県の方からですね、コメントをいただくといったような順番で会議を進めさせていただきたいと思います。

またこの会議は、要望の場ではございませんで、情報や意見交換の場として開催するというものでございますので、今日は議題もあまりないようでございますので、ぜひ皆様からの活発なご意見と情報共有をお願いしたいと思います。

（１） 高齢者等へのごみ出し支援について（春日井市提出）

≪春日井市より提案説明≫

春日井市は、ステーション方式で家庭から出るごみ、資源を収集しておりますが、ごみステーションへ持ち出すことが、困難な一人暮らしの要介護等認定者や障害のある人などのごみ排出を支援するため、分別されたごみ資源を週に１回、個別で収集に伺う「さわやか収集事業」を行っております。

当事業は、申請書が提出されると、ケアマネージャー等同席のもと、申請者本人との面談を実施し、その後、利用の可否を決定しておりますが、一連の事務はすべて収集部門の部署が担当しており、福祉部門の部署は関わってないのが現状であります。

高齢者等の単身世帯の増加に伴い、当事業の申請者数や利用世帯数は年々増加傾向にあり、現在の利用要件・収集体制で事業を継続することに、いずれ限界が来ることが予想されていることから、対象要件や収集体制の見直しの検討が必要となっております。そこで、各市のごみ出し支援の状況について、ご教授いただきたいと思っております。

一つ目としましては、高齢者や障害者等にごみ出し支援を実施しているか。二つ目が、令和４年度末時点の利用世帯数はどれくらいか、当市は 303 世帯でございます。三つ目が、対象要件はどのような基準であるか。また、料金が定められている規則や要綱があるか。こちらの方６５歳以上の一人暮らしや、要介護用支援、障害者手帳の所有者の方に対して、実施しております。そして４番目が収集しているのは、直営か委託のどちらか。収集頻度と使用車両の使用車両の台数はどのくらいか。春日井市におきましては直営で５台、週１回水曜日に収集しております。五つ目が、申請受け付け等手続きに福祉部門が携わっているか。携わっている場合は、どのような業務を担当してる

か、先ほど説明したように春日井市は携わっておりません。以上でございます。

≪発言内容≫

議　長：　各市でご回答いただいておりまして、内容は資料１にまとめてあると思いますけれども、何か、補足説明等ですね、或いは内容の修正等あるという市がございましたら、挙手をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

よろしいですかね。それでは春日井市さんの方で何か回答いただいた中で質問してみたい市とかございましたら、お願いしたいと思います。

春日井市：　豊橋市さんに質問したいのですが、豊橋市さんの方ですが、５１４世帯を２台で収集しているということでありますが、春日井市に比べて３倍ぐらいの面積があるものですから、収集する曜日を地区ごとで分けている等、２台という少ない台数で収集する工夫を教えていただければと思っております。

豊橋市：　１点すみません、訂正をさせてください。２台ってことで、お答えさせてもらったのですが、正しくは３台。すいませんでした。訂正させていただきます。

収集につきましては、収集曜日を地区ごとに分けて収集を行っております。市内を東部、南部、西部の三つのエリアに分けて、週に１回、もしくはその量が多いときには週２回、収集を行っております。

春日井市：　一宮市さんと半田市さんに対してちょっとご質問をしたいと思います。福祉部門が申請書の受け付け業務に加えて実態調査もしくは審査を行っているとのことでありますが、福祉部門の審査等を通過した申請者につきまして、収集部門で、その収集に対して否決することはございますでしょうか、教えていただけると助かります。

一宮市：　福祉部門の方では書類の受け付けと、あと書類の審査だけを行っていただいております。その後収集部門で面談をするということになりますけれども、否決することは基本的にはないです。

ただ受け付けてはいけない書類を受け付けてしまったと、例えば、対象要件が一人暮らしという条件があるにもかかわらず、住民票だけを見て、世帯分離をしていて実際には他に元気な方と一緒に暮らしていた、住民票上だけは一人暮らしになっていた。そういった場合はですね、現場へ行って、本人と面談をして否決するという場合がありますが、そういったこと以外は基本的に否決することはございません。

半田市：　半田市は書類の提出、審査、あと面談も含めて、福祉部門の職員で受付けしておりまして、そのことに関して、収集部門が否決することは有りません。ただ実際、訪問収集が始まってごみを回収に行ったときに、例えば抜いた草などが出ている場合は、その家庭では本当は除草作業ができるような家庭であり、その訪問収集が本当に必要であるか疑問を持

つこともあるので、そういった事などがありましたら、福祉部門にその旨を伝達し、今の状況をもう一度確認していただいております。

議　長：　他市の方で、この議題１に関しまして、何かちょっとこの市はどんなふうにやってるんですかとか、質問してみたいということがあれば、ぜひ挙手をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

春日井市さんからは、世帯数が多い割に台数が少なくて、どうやってやってるのかとか、或いは福祉部門の方で関わってる場合にどのような連携がっていうようなご趣旨だったかなと思いますけれども、今質問があった都市以外でも、比較的世帯数が多いけど少ない台数でやってらっしゃるところとか、或いは福祉部門が携わっているところも結構あると思いますけれども、何か春日井市さんに補足でこんなアドバイスだとかあれば、ぜひ、挙手いただければと思いますけどいかがですか。

よろしいですかね。はい。それでは、特にないようでございますので、愛知県の方から、この議題についてコメントなどあるようでしたらご発言をお願いしたいと思います。

愛知県：　各市さんが３８市ある中で、この資料を見ると、実施しているとの回答が２２市ありまして、実施していないところでも、シルバー人材センターが実施していると回答されているのが、犬山市さんとか大府市さん。また田原市さんが今年度から開始予定となってますので、３８市ある中２５市、約６６％がごみ出し支援してるんだというのを見て、本当にいろいろご苦労されながら対応しているんじゃないかと感じた次第です。

皆さんよくご存知だと思いますが、環境省が、２０２１年3月に、「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き」と「事例集」をまとめられております。あと、環境省の取り組みに先立ち、２０１７年に国立環境研究所が「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」と「高齢者ごみ出し支援事例集」を作成されてます。これらの資料は今でもＷｅｂでダウンロードできますので、これから検討しなきゃいけないなというような場合には参考にしていただければと思います。

また、ごみ出し支援の検討の中では、ごみ収集方式がステーション回収とか各戸回収とかいろいろあると思いますが、同じごみ収集方式の自治体を参考にされることもあるかと思います。毎年、県が皆さんにご協力頂いて纏めている「一般廃棄物処理事業実態調査」において、県内市町村のごみ収集方式を取りまとめたページもございます。実態調査のため少し古いデータになりますが、県のＷｅｂに掲載しておりますので、必要に応じてご活用いただければと思います。

いずれにいたしましても、各自治体がご苦労されながら創意工夫で行われている高齢者のごみ出し支援が、しっかり機能していくことを願っております。

議　長：　愛知県の新宅担当課長は職務上のご都合によりここで退席になると聞いております。ありがとうございました。

（２）中小企業に対する脱炭素に資する補助について（岡崎市提出）

≪岡崎市より提案説明≫

２０５０年のカーボンニュートラル実現に向けて事業者を含む市民の行動変容が求められております。本市においては、昨年度、地球温暖化対策実行計画の改定とあわせて、事業者を含む市民の皆様を対象にアンケートを行いました。その中で、やはり再生可能エネルギーですとか、次世代自動車の導入に対する補助金の交付に関する要望が強いということが改めてわかりました。

以前と比較すると、脱炭素分野における国の補助っていうんですかね、こういうものが拡充されているところではありますが、補助要件だけではなく、やはりそもそも資金力、こういうものを理由に、補助制度の活用、結果として設備の導入に至らないというようなケースも散見されております。

また自治体側の課題といたしましては、自治体単独単費での補助というものが、財源確保の点で我々もそうなんですけども、難しさを感じておられるかと思います。特に中小企業に対する脱炭素に資する現状の補助制度、課題、工夫している点等について、教えいただきたいというものが、趣旨になります。

ちなみに、岡崎市の方はですね、次世代自動車購入費補助、これは市民の皆様、個人の皆様と同様に事業者の方も対象にしております。また地球温暖化対策設備設置補助、設備投入に関する補助も、来年度以降で予定しております。そのほかにも、ソフト面といいますか、事業者の皆様の脱炭素化、脱炭素経営等の支援、或いはセミナーの開催等を行っている現状がございます。よろしくお願いいたします。

≪発言内容≫

議　長：　それでは各市でご回答いただいておりまして、回答につきましては資料２で取りまとめられておりますけれども、何か回答いただいた市の方で、訂正ですとか補足説明とかございましたら挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にないようでございますので、それでは岡崎さんの方で、特に伺ってみたい市などがあればお願いします。

岡崎市：　名古屋市様の方にお教えいただきたいことがあります。回答の方でもご記入いただいていますが、ＰＰＡモデルを活用した事業用太陽光発電設備導入補助、導入促進補助といことで、ＰＰＡモデルに限定して制度を運用している背景ですね、リースとか、リースを含めた購入っていうのを、対象とせずという理解でよろしいのか、そこの理由、あと、昨年度の実績について教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

名古屋市：　この中小企業に対する、事業用の太陽光発電の導入補助につきまして、

名古屋市の場合はＰＰＡモデルという形でやらせていただいています。この設備を導入する場合、いろんな方法がありまして、自ら設置をするような場合がまずあるかと思いますが、こちらですと、中小企業様の方で多額の初期投資が必要になることとか、設置後、長期間の維持管理が必要になってきます。またリース方式ですと、発電した電気はすべて需要家である事業者様のものになりますが、発電が多い少ないにかかわらず、そのリース料金を払う必要というのも出てきます。中小企業にとっての負担を減らすという意味でいきますと、ＰＰＡモデルは、その中小企業である需要家ですが、初期費用はゼロで設備を設置することができまして、発電した電気が従来の価格と同程度以下、使った分だけ購入することができるということで特に事業用の太陽光発電設備の導入を進めるには、まず有効な手法だと、本市では考えているところです。但し本市で特に太陽光発電設備は小規模なものが多くなってきます。小規模なものですと、設置の単価が割高になってしまうものですから、ＰＰＡモデルを導入して、中小企業が採算をとろうとしてもなかなか難しい場合もあるかと。なので、ＰＰＡモデルが有効であることと、採算を確保すると、その両面からですね、ＰＰＡモデルについて補助をするという形を導入することにしました。

併せまして、令和４年度実績にご質問あったかと思いますが、残念ながら、こちら交付の申請がゼロ件でした。こちらですが、まずこの補助が令和４年度から始まったものになります。実際には令和４年の９月からですね申請を受け付けたというタイミング的なものもあるかと思います。交付の決定をしてから工事の着工してもらうとなると、なかなかタイミング的にということもあったかと思いますが、実際に、導入時期を、名古屋市内でＰＰＡモデルで太陽光発電設備を導入した事例が幾つか、プレスリリースとか出ていて、実際にはタイミング的に間に合ったのではないかという事業者様がいましたので、ヒアリングをさせていただいたところ、そもそもこのＰＰＡモデルに対する事業者に対する補助を名古屋市がやってることを知らなかったですとか、あと需要家側、設置をするような中小企業側の方で、そういうスキーム、ＰＰＡモデルというスキームを認知してないというようなお声をいただいております。なので、今後、この辺については広報というのがやっぱり充実させることが大事かと思っていますが、ご質問のように購入・リースは含めないのですかというのもあったかと思いますが、この辺りについては今後有効な補助事業について、補助の仕方について、検討していかなくてはいけないというふうには考えているところでございます。

岡崎市：　次に、豊橋市様にお伺いしたいことがございまして、こちらも回答の中で、発電した電力の２分の１以上、自家消費することを補助要件としている。これがエネルギーの地産地消を推進するためというふうにあるのですけれども、私も知識が不足しておって申し訳ないですが、豊橋市

様の方、穂の国豊橋電力株式会社という、地元の電力会社さんもあったりするかと思いますが、自家消費２分の１以外の売電先について、地産地消というのかそういうことも踏まえて、検討されたか。或いはもうすでに縛っているかとか、そのあたりちょっと教えていただければと思います。

豊橋市：　売電先の限定ということですが、売電先の限定については検討の方は行っておりません。こちらの方は民々での話でもありますので、特段そういった縛りというのは、検討段階で行っておりません。売電先につきましても、これは限定せず、設置する事業者間の判断によるものとしております。以上でございます。

岡崎市：　引き続きまして、刈谷市様にお伺いしたいのですが、先ほども名古屋様の回答の中でもちょっと他の回答にもあったかと思いますが、単年度での補助事業完了という点で、課題を感じていらっしゃる自治体が、我々もそうですけどもあるように思いますが、刈谷市様の制度の中で事業完了期限を令和７年２月とされているような書きぶりが見受けられましたが、背景とか仕組みとか、簡単で構いませんので教えいただければ幸いですよろしくお願いいたします。

刈谷市：　この事業始めた背景ですが、本市のＣＯ２排出量の約半分が事業者、特に刈谷の場合製造業が多い。ですから、そこからということがあり、その脱炭素化の支援策というのが喫緊の課題となっており、補助制度を今年の４月から開始しております。その制度の開始を検討する中で、先進的に実施している、実際のヒアリング等行いましたが、やはり事業者サイドに立ってみると単年度で、大規模な設備更新というのがなかなか難しいという声を、事業者から多く、そういう課題があるよということを把握させていただいてます。本市は製造業を営む事業者が多く大規模な改修工事は年末年始だとかゴールデンウイーク、お盆の長期休暇でないと実施が難しいということも併せてわかったので、より大規模な設備の更新を支援することを目指して、事業の手法を検討して、完了期間を広く設定しようと、そういう形。完了期限を広く、設定しようという市補助制度にしております。

仕組みとしましては予算を次年度、予算はどのように担保するかというのが一番大きなところだと思いますが、この辺は財務部局とも相談し、繰越明許による対応としております。交付申請受け付け後、申請額及び事業完了見込みなどを考慮して、議会に諮りまして、議決を経た後、交付決定の処理を、こういった形で制度を実施しております。以上です。

議　長：　他の市の方でですね、この件に関して質問したいとか、ありましたらぜひ、挙手をお願いしたいと思いますけどいかがでしょうか。よろしいですかね。

先程の岡崎市さんの質問の関係で、ちょっと私からちょっとだけ、豊橋市さんも、申請年度内に完了しない事業についても、補助活用できる

運用をしているというふうにあるのですけどちょっと急ですいません。もし何かアドバイスいただけたらと思ったのですけどいかがでしょうか。

豊橋市：　こちらの方はですね実際その申請者の方において、当初その工事予定等が、物資が入らなかったりということでちょっと遅れていうケースもあったものですから、そういったことをちょっと性急と思われたものですから、基本的に制度がほぼ変わらないっていう前提のもとですね、そうしたものも見てみております。

議　長：　予算的な措置としては、毎年の予算の枠内で実行していくという形ですか。

豊橋市：　はい。そうです。

議　長：　わかりました。ありがとうございます。いかがですか他の方でご質問等よろしいですかね。はい。特にないようでございますので、それでは愛知県の方から、この議題についてコメント等ありましたらお願いいたしたいと思います。

愛知県：　本県も、昨年度から事業者向けの再エネ設備のですね、補助金を開始をしたところでございます。今年度も募集をしておりましたけれども、非常に参考になるところが、一つは、複数年度対応のところです。これらの対応をされておられるということで、非常に驚きまして、昨年度我々がやりました時にはやっぱり工事期間もありますが、あと部品の調達がなかなかすぐにできないということで、太陽光で言いますと、パワコンを入手するのだけでも半年かかって、補助金を取るのは諦めたとかいうふうにも聞きましたので、我々としても、そういう複数年対応は必要だなあと思いながらも、やりきれなかったというような実態でございました。ぜひ参考にさせていただきながら、頑張っていきたいなというふうにも思いました。

あとＰＰＡのところ、我々まだＰＰＡの方は対応できておりませんけれども、おっしゃる通り、ＰＰＡは非常に初期負担、初期投資の負担回避ということで、非常に有効なツールなのかなというふうに思っておりまして、一方でやっぱりまだ、皆様への、事業者さんへの周知というか浸透がまだまだなのかなというところもありまして、活用がそういった意味で進んでないってとこもあると思いますので、そういったところも参考にしながら、県としてもやっていきたいなというふうに思っております。

（３）引取手のない遺骨の取扱いについて（尾張旭市提出）

≪尾張旭市より提案説明≫

引き取り手のない遺骨の取り扱いについてということで、墓埋法の第９条においては、死体の埋葬または火葬を行う者がいないときまたは判明しない

ときについては、死亡地の市町村長が行う旨の規定がありますが、火葬施行済みの遺骨の取り扱いについて規定がありません。ということでちょっとこちらの書き方で少しわかりづらかったかと思いますが、本市の方で、ちょっとこういった事例がありました。

一人暮らしの方が亡くなって、そのマンションのオーナーが清掃業者での遺品の整理を依頼したところ、亡くなった方が保管していた焼骨が見つかったと。マンションのオーナーもこの遺骨が誰のものなのかわからないということでどうすればいいかわからないということで、当初福祉部局の方に相談があって、墓苑の担当もしております環境課の方にも相談があったといったような事例がありました。本市では、こういうような身元不明判明問わず引き取り手のない遺骨の埋葬等の取り扱いに関する取り決めがないため、こういった事例が発生した場合に対処できない状況です。今回起きた事例につきましては、実際にオーナーの方が何とか対応をしていただいたといったところで終わっている状況でございます。

そのためこういったような引き取り手のない遺骨の取り扱いについて、次の項目に係る各市の状況の方をご教示いただければと思いまして、議題に上げさせていただきました。まずは事例があるかどうか、もしあった場合はその対応方法、事例が発生した場合の取り扱いに関する取り決め等があるのかどうか。そういったようなことがあれば、ご回答いただければということで議題に上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

≪発言内容≫

議　長：　各市でご回答いただいたものは資料３に取りまとめられておりますけれども、何か訂正ですとか、補足説明等ございましたら挙手をお願いしたいと思いますが。いかがですか。よろしいですかね。

回答を見ますと、ご本人さんが亡くなった遺骨の取り扱いをちょっと回答されてる市もちょっとあるようで、そのあたり、尾張旭市さんの方からもちょっとあったように、ちょっとわかりにくかった点もあったかなと思いますけれども、何か、よろしかったですかね訂正等は。それでは、尾張旭市さんの方からですね、何か特に伺ってみたい市などがありましたら、お願いしたいと思います。

尾張旭市：　それでは豊橋市様に３点ほどすいません、お伺いしたいことがありますのでお願いいたします。回答の中に、葬祭業者に頼む場合と、墓埋法で火葬し寺院に永代供養する場合、というふうに記載していただきましたこの違い、使い分けはどのようにされているのかどうか。あと、２点目としまして葬祭業者や寺院等につきましては特定の相手先が決められておるのかどうか、その場合何か覚書等ですね交わされているかどうかを、２点目としてお願いします。３点目ですけれど、葬祭業者等に頼む場合と、火葬執行して寺院に永代供養する場合、それぞれ費用負担のことをどのようにされているか。このあたりをご教授

いただければと思います。よろしくお願いいたします。

豊橋市：　１番目につきましてちょっとごめんなさい。私も回答がちょっと分かりにくくて大変申しわけございませんでした。この葬祭業者に頼む場合と、墓埋法で火葬を執行して寺院に永代供養する場合、これいずれも墓地埋葬法に基づいて、市が火葬から納骨まで執り行う葬儀を指しております。引き取り手のない遺骨につきましては、墓埋法に基づく葬儀のほか、生活保護による葬祭補助申請者の申し出のもと、各業者によって葬儀を執行し永代供養等しております。

２番目の特定の相手先が決まっているかというところでございますけども、こちらについて特定の相手先は決まっておりません。

それから３番目の費用負担のお話ですけども、すいません、最初とかぶりますけども、この葬祭業者に頼む場合と、墓埋法で火葬執行して寺院に永代供養する場合、いずれも墓埋法に基づいて、市が執り行う葬儀のことを指しておりますので、費用につきまして、火葬執行から永代供養まで公費で負担をしております。また生活保護法において、葬祭扶助で火葬執行からいただくような費用を、こちらも生活保護費に公費負担ってことで行っております。それから永代供養の費用については、遺留物件がある場合については、お見込みの通りでございます。以上でございます。

尾張旭市：　それでは二つ目の市としまして、豊田市さんにお願いしたいと思います。豊田市さんの方では、保管期間が長期にわたり遺骨を合葬し永代供養する時の寺院につきましては、先ほどの豊橋市さんと同じかもしれませんが、特定の相手先が決まっているのかどうか、その場合覚書等を交わされているのかどうか。あともう１点ですね、永代供養に関する費用負担等発生しているのかどうか、この２点についてお伺いさせていただきます。

豊田市：　今のご質問ですけども、まず１点目につきましては、保管期間が長期に渡った場合は、市が管理します墓苑内の無縁墓で合祀をしております。この際ですね、墓苑については市が管理しておりますので特に覚書等は結んでおりません。また永代供養については特に費用が発生しておりません。以上です。

尾張旭市：　それでは三つ目の市ですね、知多市さんの方にお願いしたいと思います。知多市さんの方ですね、ご回答の方たくさんご記入いただきましてありがとうございます。こちらに書かれている回答内容が取り決めの内容ということで理解すればよろしいでしょうか。まずこれが１点目ですね。あと３点すいません。こちらの回答の７番に、仮安置とありますが、引き取り手が現れた場合に引き渡し、現れなければそのままということになるのでしょうか。あと３点目知多墓苑内の墳墓に安置することにかかる費用というのは、減免等になるのでしょうか。あと、４点目です。すいません質問が多くて申し訳ありません。焼骨

の状態で市に対応が求められた場合も、知多墓苑内の墳墓へ安置することになるのかどうか。以上４点、すいませんがお願いいたします。

知多市：　１点目の内容につきましては、取り決め内容ということで、結構でございます。２点目仮安置ということですが、引き取り手が現れた場合は引き渡し、現れなければそのままということになります。３点目安置することにかかる費用は減免ということで、それはお見込みの通りでございます。あと、焼骨の状態で市に対応を求められた場合ということで、安置することになりますかということですけども、安置はいたしません。以上でございます。

尾張旭市：　その場合すいません知多市さん、安置することがないということですけれどこういった事例というのが過去にありましたでしょうか。

知多市：　福祉課が対応しますが、実績はないというふうに聞いております。

尾張旭市：　本市の方ではなかなかこの取り扱いの決めが無いことで、今後こういった事例が発生するということは考えられますので、今回ご回答いただきました市さんの回答の方を参考にさせていただきまして、検討の方していきたいと思っておりますところです。すみませんありがとうございます。以上です。

議　長：　はい。ありがとうございました。他市の方で、この機会にこの議題についてですね質問してみたいとかいうことがございましたら、ぜひ挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですかね。それでは特にないようでございますので、愛知県の方からこの議題につきましてコメントがございましたらご発言をお願いいたします。

愛知県：　県としては火葬埋葬の実施に係る業務については実際にはやっていないので、助言等はあまりできないですけど、今後高齢化社会を迎える中でこういった身寄りのない方の事例っていうのは多く発生すると思われますので、あらかじめ取り決めを定めておくことで、何かしらトラブルも防ぐことができると思いますので、すでに取り決めを決めている市もいっぱいありますのでそれらを参考に対応していただきたいと思います。本日ありがとうございました。

（４）その他

議　長：　続きまして議題４その他に入らせていただきます。こちらからは特にご用意しておりませんけれども、せっかくの機会でございますので、何か会全体を通してですね、ご意見ご質問等があれば、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですかね。

特にないようでございますので。それでは、続きまして次第４の、次年度当番市の決定に入りたいと思います。次年度の当番市につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

④　次年度当番市の決定

○市長会事務局　財政係長　成瀬博幸

次年度の当番市についてでございますが、市制施行順によりまして、議長当番市は、豊橋市さんにお願いすることになります。豊橋市役所ゼロカーボンシティ推進課村山課長様、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

⑤ 閉　　会

○議長　名古屋市環境局総務課長、伊藤俊介

用意しました次第は、これですべて終了となります。以上をもちまして私の議長としての役割は終えさせていただきます。拙い進行で大変失礼いたしましたが、円滑な進行に皆様のご協力、どうもありがとうございました。以上で事務局にお返ししたいと思います。

○市長会事務局　財政係長　成瀬博幸

伊藤課長様、大変お疲れ様でした。

これをもちまして、環境関係部課長会議を閉会します。長時間にわたり、ありがとうございました。なお、お車でお越しの方は、受け付けのところで、駐車券の押印をいたしますので、お申しつけください。また、お帰りの際は、事故等にはくれぐれも気をつけていただき、お帰りください。ありがとうございました。